

保証対象事例と免責事例

設備・機器名		保証対象となる故障原因 (保証対象部位・症状・修理作業)	保証対象外となる故障原因 (免責対象部位・症状・修理作業)
システムキッチン	レンジフード	モーターの故障 照明器具の故障 操作パネルの故障	フィルター・ランプ球の交換 異常音、異臭に対する部位の清掃／交換 汚れに対する清掃 破損・欠損部品の修理／交換
	コンロ (ガス・IH)	点火スイッチの故障 点火プラグの故障 温度センサーの故障 (IH) 操作パネルの故障 (IH) ファンモーターの故障 (IH) 基板の故障 (IH) 電磁コイル・ヒーターの故障	トップレート(天板)の割れ・ひび割れの修理／交換 五徳・汁受け皿・グリルの清掃／交換 煮こぼれ後の点火プラグ・フレームロッドの修正 煮こぼれによる本体内部部品の交換 異常音、異臭に対する部位の清掃／交換 破損・欠損部品の修理／交換 ケーブル・コード・パッキンの修理／交換
	水栓	水栓内部の故障 セラミックカートリッジの故障	泡沫口の清掃／交換 水栓のがたつき修理
システムバス	本体 (排水ボタン)	ポップアップ排水栓の故障	割れ・ひび割れ・排水栓ボールチェーンに対する修理／交換 カビ・ほこり・汚れに対する清掃
	浴室換気 (暖房) 乾燥機	モーター・ルーバーの故障 基板の故障 ミストサウナ制御盤の故障	カビ・ほこり・汚れに対する清掃 異常音に対する部位の清掃／交換
	水栓	水栓内部の故障 サーモスタット・切替弁ユニットの故障	水栓のがたつき修理
温水洗浄トイレ	本体・ 機能付便座・ 手洗器	洗浄ノズルの故障 便座ヒーターの故障 操作パネルの故障 基板の故障 温水ユニットの故障 流量センサーの故障	フタ・便座・便座フタ・外装カバーの割れ・ひび割れの修理／交換 脱臭剤・カセット・洗剤等の交換 ケーブル・コードの修理／交換 着座センサー窓の清掃 便座のがたつき修理 ボールタップ・切替弁・フロート弁・パッキン等の交換 連結管の交換
給湯器 (本体・操作パネル)		各種流水・温度検知センサーの故障 点火装置の故障 ファンモーターの故障 各種電磁弁の故障 基板の故障 操作パネルの故障	安全装置のリセット(湯出し過ぎ、地震、落雷時) 給排気口の清掃 パッキンの交換 冬期凍結による破損部位の修理 異常音、異臭に対する部位の清掃／交換 操作カバーの修理／交換、液晶のドット落ち・欠けに関する修理 ケーブル・コード・パッキンの修理／交換

※この「保証対象事例と免責事例」は、一般的な故障事例等に基づく保証対象・免責の事例となりますが、最終的な保証対象・免責の判断は、実際に故障の症状や使用状況の調査・ヒアリングのうえ、判断致しますので、あらかじめご了承ください。 ※お客様の故意または過失による故障、自然災害等外的要因による故障、取付設置工事などに起因する機器不具合、製品仕様に影響ない損害(変色・日焼けなど)、破損・欠損・変形、故意・過失による故障、技術的に極めて単純なおお客様のミス(電源入れ忘れなど)等による出張料・作業料・部品代は免責(お客様負担)となります。

機器別保証例

対象機器	製造年10年未満		製造年10年超～製造年間わず継続	
	修理の場合	交換の場合	修理の場合	交換の場合
給湯器	自動お湯はりができない ポンプ修理 約4万円 → 0円	給湯器が作動しない 本体交換 約20万円 → 10万円	スイッチが効かない スイッチ修理 約2万円 → 0円	給湯器が作動しない 本体交換 約20万円 → 17万円
システムキッチン	ガスコンロの火がつかない バーナーヘッド交換修理 約1万円 → 0円	ガスコンロ 本体交換 約15万円 → 5万円	キッチン水栓 水漏れ修理 約2万円 → 0円	キッチン水栓 本体交換 約6万円 → 3万円
システムバス	浴室乾燥機から異音 モーター修理 約3万円 → 0円	浴室乾燥機 本体交換 約12万円 → 2万円	浴室水栓 水漏れ修理 約3万円 → 0円	浴室水栓 本体交換 約8万円 → 5万円
温水洗浄トイレ	トイレのノズルが動かない ノズルブロック交換修理 約2万円 → 0円	トイレウォシュレット 本体交換 約6万円 → 0万円	トイレのノズルが動かない スイッチ交換修理 約2万円 → 0円	まとめてトイレ 本体交換 約25万円 → 22万円

※この「保証対象事例と免責事例」は、一般的な故障事例等に基づく保証対象・免責の事例となりますが、最終的な保証対象・免責の判断は、実際に故障の症状や使用状況の調査・ヒアリングのうえ、当社が判断致しますので、あらかじめご了承ください。 ※保証対象機器はご契約内容・プランによって異なります。保証対象機器については保証書をご確認ください。 ※お客様の故意または過失による故障、自然災害等外的要因による故障、取付設置工事などに起因する機器不具合、製品仕様に影響ない損害(変色・日焼けなど)、破損・欠損・変形、故意・過失による故障、技術的に極めて単純なおお客様のミス(電源入れ忘れなど)等による出張料・作業料・部品代は免責(お客様負担)となります。

■ LOOP PRIME お申し込み専用デスク

0120-321-316

受付時間:月～土9:00～17:00(日・祝・GW・夏季休業・年末年始など除く)

月額定額制設備保証「LOOP Prime」サービス利用基本規約

第1条 (目的)

1.本規約は、株式会社CoLife(以下「当社」といいます。)がお客様に提供する「LOOP Prime」(以下「本サービス」といいます。)について、当社とお客様との間で細目を定めるものです。
2.本サービスとは、当社がお客様に提供する住宅設備の保証修理サービスです。

第2条 (加入方法)

1.お客様は、当社があらかじめ交付する本規約の内容について、確認および同意のうえ、当社指定の申込方法により本サービスに加入することができます。
2. 本サービスに加入することのできるお客様は、次の各号に定める事項に該当する必要があります。
(1)「三井のすまいLOOP」会員であること
(2)第5条に定義する対象物件およびサービス対象機器の所有者であること
(3)第5条に定義するサービス対象機器が、本サービス加入時において故障していないこと
(4)お客様が届出た事項について、当社が必要と判断した場合、お客様は本人確認を受けるものとします。

第3条 (加入者資格の発効)

1.加入者とは本規約の内容をご承諾のうえ、当社指定の加入方法にて申し込みを行ったお客様とします。
2.毎月末日までにお申し込みをいただいた場合、翌々月の1日の時点で加入者資格が発効されるものとします。なお、申込日とは本サービスの登録に必要なお客様の情報を全てご提出いただいた日(郵送の場合は消印有効)とするものとします。

第4条 (加入者証等)

当社は、加入者に対し、当社指定の通知方法(スマートフォンアプリケーション上での表示、電子メールによる通知等、書面による発行を省略する場合があります。これらを総称して、以下「加入者証等」といいます。)により、加入者情報を送付します。

第5条 (用語の定義)

本規約において、次の各号に定める用語は、それぞれ以下の定義にしたがいます。
(1)「対象物件」とは、加入者が所有者であり、加入者証等に記載される住宅をいいます。
(2)「サービス対象機器」とは、対象物件に設置される住宅設備機器のうち、加入者証に記載される保証修理サービスの対象となる機器をいい、給排水管(住宅又はその敷地内に設置された給水管、給湯管、排水管又は汚水管をいいます。以下同じ)に接続する機器の場合には、給排水管との連結部を含みます。

第6条 (スマートフォンアプリケーションの使用)

加入者は、「三井のすまいLOOP」に登録しているメールアドレス及びパスワード情報により本サービス専用のスマートフォンアプリケーションを使用することができます。

第7条 (契約期間)

1.本サービスの契約期間は加入者資格の発効日から1ヶ月間となります。
2.加入者資格の発行日から当初1年間は途中解約ができないものとします。2年目以降は、月単位で解約が可能になります。
3.第20条に定める当社指定の解約手続きを行わない限り、自動的に毎月更新されるものとします。

第8条 (会費等)

1.本サービスの会費は、申込書に記載の料金とします。
2.会費の変更が必要となる場合は、当社から加入者への事前の通知により、料金を変更する場合があります。

第9条 (支払い方法)

本サービスの会費の支払い方法は、クレジットカード又は口座振替による支払いになります。
(1)クレジットカードによる支払いの場合
①加入者は申込み時にクレジットカード番号・有効期限・カード名義を当社に提示し、会費は、クレジットカード会社及び当社の定める収納代行会社を通じて支払われるものとします。

②加入者は、本サービスの加入者資格発効日の属する月から契約期間満了日の属する月まで毎月会費を支払うものとします。なお、契約期間途中ででの解約においては、会費の日割り精算は行わないものとし、当月分全額を支払うものとします。
③毎月の支払いについては1日(1日が銀行営業日でない場合は翌銀行営業日とします。)を決済日として会費を支払うものとします。なお、決済日は当社都合により変更する場合がございます。
④利用可能なクレジットカードは加入者ご本人様名義に限ります。
⑤クレジットカード会社による引き落とし日は、加入者とクレジットカード会社との契約内容によって異なります。
(2)口座振替による支払いの場合
①加入者は申込み時に、引き落としに必要な口座情報を当社に提示し加入者資格発行月から1年毎に1年分の会費をまとめて引き落とされるものとします。
②引き落とし日は、加入者資格発効月27日および毎年の更新月27日(27日が銀行営業日でない場合は翌銀行営業日とします。)とします。なお、引き落とし日は当社都合により変更する場合がございます。
③加入者は、本サービスの加入者資格発効月から毎年1年分の会費を支払うものとします。なお、契約期間途中ででの解約においては、会費の月割り精算及び日割り精算は行わないものとし、当年分全額を支払うものとします。
④利用可能支払い口座は加入者ご本人様名義の銀行口座に限ります。

第10条 (サービス)

1.加入者は、スマートフォンアプリケーション、ガイドブックやWEBコンテンツ等で告知する当社指定の条件、手続等に従い、本サービスを利用するものとします。
2.当社は、本サービスの提供にあたりLOOP Primeお申し込み専用デスク及び第12条に定める保証修理サービス受付を行うLOOP Prime設備保証デスクを設置します。
3.本サービスの受付は電話及びスマートフォンアプリケーションで行い、日本語のみで対応します。

第11条 (保証修理サービス)

1.当社又は当社が指定する施工会社等は、サービス対象機器に故障・不具合が発生したときは、当社において加入者からサービス対象機器の修理の申し出を受け、加入者の当該申し出が、次の各号の定めをいずれも満たすことを確認したうえで、本規約に従い、保証修理サービスを実施します。
(1)サービス対象機器に故障・不具合が発生した日および加入者が加入者証等に記載のLOOP Prime設備保証デスクに対して修理の申し出を行った日がいずれも第7条に定める契約期間中であること
(2)第18条および第19条の定めに従わないこと
2.当社は保証修理サービスの運営および修理手続き等の保証運営に係る業務について、第三者に委託することができるものとし、(かかる委託を受けた第三者を以下「外部委託先」といいます。)、加入者はあらかじめ了承するものとします。
3.当社は、前各項に該当することが確認できない場合又は加入者と当社の間で保証修理サービスの範囲、加入者の負担すべき費用、故障・不具合その他損害の有無・範囲等について意見が相違する等した場合は、保証修理サービスの実施を留保することができるものとします。
4.加入者が加入者証等に記載のLOOP Prime設備保証デスクに修理の申し出を行わずに、サービス対象機器のメーカー、又は当社が指定していない施工会社等に直接依頼を行った修理は、保証修理サービスの対象となりません。
5.サービス対象機器におけるメーカー保証が残存している場合は、メーカー保証が優先されるものとします。
6.契約期間内において、保証修理サービスの回数に制限はないものとします。
7.保証修理サービスは補修、部品の交換等により修理することを原則としますが、次の場合、当該サービス対象機器と同一機種又は同等品との交換をもってかえさせていただきます。なお、交換工事においても、当社又は当社が指定する施工会社等が交換工事を行う場合にのみ保証修理サービスを受けることができるものとします。
(1)サービス対象機器の修理が不可能な場合(メーカーによる部品供給が受けられない場合等)。
(2)修理を行うにあたり、要する部品代、材料費、人件費、交通費及び運搬費その他修理のための費用を合計した金額(以下、修理費をいいます。)が、サービス対象機器と同一機種又は同等品の購入価格(新品設備の交換工事を実施するときの市場価格とします。)と設置費用(人件費、交通費及び運搬費その他交換工事施工のために要する費用を合計した金額をいいます。)の合計額を上回る場合。

第12条（修理等の実施時期）

保証修理サービスに基づく修理又はサービス対象機器と同一機種又は同等品との交換は、当社又は当社が指定する施工会社等と加入者が合意した時期に行います。

第13条（保証修理サービスの保証限度額）

1.保証修理サービスについて、当社による1回当たりの保証限度額は、次表のとおりとします。
(1)保証限度額を超える場合には、当社はその旨を加入者に通知し、加入者が保証限度額を超える修理費用の支払いについて承諾したときに限り、当社又は当社が指定する施工会社等が修理を行うものとします。
(2)1回当たりの修理とは、加入者による申し出を受けた後、故障・不具合が解消され、サービス対象機器が正常な状態で使用可能となるまでの一連の修理・交換等の作業をいうものとし、サービス対象機器に生じた故障・不具合箇所の数、作業が完了するまでの日数および対象物件への出張回数を問いません。

サービス対象機器	保証限度額(税込)
①給湯器 【ガス給湯器・石油給湯器・電気温水器のうちのいずれか】	1)修理依頼時点において、サービス対象製品が製造されてから、 <u>10年以内の製品</u> 100,000円
②システムキッチン 【ガスコンロ又はIHクッキングヒーター・キッチンレンジフード・混合水栓】	2)修理依頼時点において、サービス対象製品が製造されてから、 <u>10年超の製品</u> 30,000円
③システムバス 【本体(排水ボタン)・浴室換気暖房乾燥機又は換気扇・混合水栓】	※保証限度額は、1サービス対象機器あたりの額とします。
④温水機能便座【本体・機能付便座】	

※保証修理サービスを受けられるのは、上記「サービス対象機器」欄の①・②・③は各1台まで、④は2台までとする。

2.修理費用のうち前項に定める保証限度額の適用範囲は、次の各号のとおりとします。
(1)サービス対象機器を補修、部品の交換等により修理する場合には、部品代および材料費の合計額に対して適用します。
(2)サービス対象機器を同一機種又は同等品と交換する場合には、当該代替品の購入価格と設置費用の合計額に対して適用します。

第14条（加入者の負担となる費用）

次の各号に定める費用は、加入者の負担とし、サービス対象機器を修理する場合であっても、加入者が当該費用の支払いについて承諾したときに限り、当社又は当社が指定する施工会社等が修理を行うこととします。
(1)故障・不具合の原因を調査するために要する費用
(2)サービス対象機器本体以外の機器(対象機器の付属品、ソフトウェア、周辺機器又はアクセサリー、リモコン(壁組込設置型のリモコンは除きます。)等を含みます。以下、同様とします。)の修理費用
(3)消耗品(電池又はパッキンなどのメーカーが定める消耗品で、消耗する部位や潤滑油を含みます。メーカーの定めの無い場合又は不明な場合には、当社の判断によります。以下、同様とします。)の修理費用
(4)サービス対象機器を修理するにあたり壁、床、天井、又はタイル等の取り壊し・修復作業又は高所難所等の特殊な場所における修理作業が必要となった場合において、当社が定める標準作業費を超過した費用
(5)対象物件の所在地が遠隔地や離島である場合等、サービス対象機器に関しメーカーが定める地域以外への出張費
(6)加入者からの修理依頼が虚偽又は過誤であった場合の修理費用および出張費用等
(7)対象物件に出張したものの、保証修理サービスの対象となる故障・不具合が存在しない場合の出張費用
(8)その他前各号に類似する費用

第15条（有償修理の対象）

サービス対象機器の故障・不具合が、次の各号に定める事由に起因する場合には、保証修理の対象とはなりません。ただし、加入者より修理の申し出があった場合には、修理が合理的な手段により可能である場合に限り、当社又は当社が指定する施工会社等が、加入者による修理費用の支払いについて事前の同意を得たうえで、有償で修理を実施します。
(1)サービス対象機器本体の変質・変色・磨耗・劣化
(2)サービス対象機器本体以外の機器又は消耗品
(3)給排水管の水漏れ・詰まり・破損、又はさび・水垢等異物の流入又は凍結
(4)サービス対象機器の液晶部位のドット落ち

(5)過度の冷暖房・加湿によるもの
(6)サービス対象機器の機能上支障がない現象
(7)加入者ないし第三者によりサービス対象機器についてメーカー作成の取扱説明書等に記載のない使用・管理その他通常の使用方法から逸脱した使用・管理がなされた場合その他加入者の故意・過失に基づく行為
(8)サービス対象機器のメーカー指定品以外の機器がサービス対象機器内又はそれに隣接して設置又は使用された場合
(9)サービス対象機器のメーカーによる指定外の燃料・不純燃料の使用による故障・不具合
(10)サービス対象機器の物理的な移動や落下によるもの
(11)対象物件又は給排水管等の対象物件に関連する設備の設計・工事・管理にかかる瑕疵・不良・不具合によるもの
(12)サービス対象機器の取り付けにかかる配線・配管工事の不良又はサービス対象機器の据付不良によるもの
(13)火災・落雷・破裂・爆発又は外部からの物体の落下・飛来・衝突もしくは倒壊等の偶然かつ外来の事由によるもの
(14)動植物によるサービス対象機器への侵入によるもの
(15)その他前各号に類似する事由

第16条（保証修理サービス並びに有償修理の対象外となる損害・費用）

次の各号に定める損害・費用は、保証修理サービス並び有償修理の対象外となります。
(1)火災保険もしくは建設工事保険等の損害保険又は住宅瑕疵担保責任保険等の保険契約等の他の保証契約もしくは類似の保険契約の対象となる損害
(2)サービス対象機器のメーカーがリコール宣言を行った場合における、リコールの対象となったサービス対象機器の修理費用。なお、リコールとは設計・製造上の過誤などにより製品に欠陥があることが判明した場合に、無償修理・交換・返金などの措置を行うことをいい、法令によるものと製造者・販売者による自主的なものとを問いません。
(3)地震・噴火・津波・地盤変動・地盤沈下・風害・水害・凍結・その他天災並びにガス害・塩害・公害及び異常電圧・異常ガス圧・異常水圧・異常温度、燃料・給水の供給事情によるもの
(4)戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の事変又は暴動(群衆又は多数の者の集団行動によって全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)によるもの
(5)核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故によるもの
(6)修理のためにサービス対象機器を対象物件から移動させる必要がある場合の修理費用
(7)メーカーで修理のための部品の供給を行うことができない場合の修理費用
(8)サービス対象機器の故障に起因する身体障害(障害に起因する死亡を含みます。)、又は他の財物(ソフトウェアを含みます。)の故障もしくは損傷により加入者が負担する損害
(9)サービス対象機器の故障に起因し、サービス対象機器、その他の財物が使用できなかったことによって加入者が負担する損害

第17条（サービスの変更・廃止）

当社は、本サービス運営上の事情により、本サービスの変更又は廃止ができるものとします。その場合、当社は、指定の方法により、加入者にその旨を告知又は通知するものとし、当社が加入者に告知又は通知した時点で効力が生じるものとします。これにより生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

第18条（届出事項の変更）

1.加入者は、住所、電話番号、メールアドレス、支払いに関する情報など当社に届け出た事項に変更が生じた場合、当社に届け出るものとします。
2.保証修理サービスの実施に基づくサービス対象機器と同一機種又は同等品へのサービス対象機器の交換、又は加入者による設備機器の購入等によりサービス対象機器の内容に変更が生じる場合には、当社に届け出るものとします。

第19条（修理保証サービスの対象外となる事由）

加入者が以下の各号の一つにでも該当する場合は、当社は、通知することなく当社の判断で加入者資格を停止することができるものとします。
(1)本規約に違反した場合
(2)当社が郵送物等を送付し、不達の様況が1年以上継続した場合

(3)入会申込書の内容に虚偽の記載があった場合
(4)会費の支払いが2ヶ月滞った場合
(5)加入者が、自ら又は第三者を利用して次の各項目の一つにでも該当する行為をした場合
①暴力的な要求行為
②法的な責任を超えた不当な要求行為
③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
④風説を流布し、偽計を用いて当社の信用を毀損し、又は、当社の業務を妨害する行為
⑤その他前記①から④に準ずる行為

第20条（解約）

1.加入者はLOOP Primeお申し込み専用デスクへ電話にて解約申請を行うことで、解約することができます。解約により、加入者資格は失効し、本サービスの利用権限も失効します。
2.加入者の死亡、加入者資格の取消しがあった場合は、契約期間満了前でも加入者資格は失効するものとします。
3.解約を希望する場合は、解約希望月の前々月末日までに申し出るものとします。

第21条（禁止行為）

加入者は、次の行為をしてはならないものとします。
(1)本規約の定めに違反する行為
(2)法令又は公序良俗に反する一切の行為
(3)当社又は第三者の財産権(知的財産権を含みます。)、プライバシー、名誉、信用その他の権利を侵害する行為
(4)当社もしくは第三者を誹謗・中傷し、又は、当社もしくは第三者に迷惑・不利益等を与える行為
(5)当社の役員・従業員又は第三者の生命、身体を侵害するおそれのある行為
(6)本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報収集する行為
(7)当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為
(8)その他、当社が不適当と判断する行為

第22条（損害の賠償）

加入者が本規約の各条項に違反して当社に損害を与えた場合、又は加入者がその責めに帰すべき事由により当社に損害を与えた場合は、加入者はその損害を賠償しなければなりません。

第23条（本サービスの終了）

次の各号に定める事由に該当した場合には、当社は、何らの催告を要せずして本規約に基づく本サービスを終了することができます。
(1)加入者が、第3条第2項各号に定める加入資格を喪失した場合
(2)加入者が、本規約の定めに違反した場合又はその他本サービスを継続しがたい事情が発生した場合
(3)加入者が、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋・社会運動等標ぼうゴロ・特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者又は暴力的要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為その他これらに準ずる行為を行う者をいいます。以下、同様とします。)に該当する場合又は反社会的勢力と関係を有している場合
(4)加入者又は加入者の関係者が前号の反社会的勢力を名乗るなどして、当社の名誉・信用を毀損し、もしくは業務の妨害を行い又は暴力的要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為を行った場合
(5)経済状況の変化等により、当社が、本サービスを運営する権利等を喪失した場合又は当該権利等を他社に譲渡した場合

第24条（地位譲渡禁止）

加入者は、本規約に関わる契約上の地位又は権利義務を第三者に譲渡、質入等することはできないものとします。

第25条（業務の委託）

当社は、本サービスを加入者に円滑に提供するために、運営業務の一部を外部委託先に委託し、外部委託先に対して必要な範囲で個人情報を提供する場合がございます。

第26条（個人情報の取り扱い等）

1.当社は、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする個人情報に関する法令・ガイドラインの定めに従って加入者の個人情報を取扱うものとし

ます。
2.個人情報に関する問い合わせや、宣伝告知物の送付などの送付中止の申し出は、当社相談窓口(〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町12-16(6F) 0120-321-316)に連絡するものとします。
3.当社が取得する加入者の個人情報のうち、直接書面以外で取得するのは、本サービスの提供を目的として取得し、利用目的の範囲内で適正に取扱います。当社が取得する加入者の個人情報のうち直接書面で取得するものは、商品・サービスの提供、製品の保守、メンテナンスサービス、各種イベント・セミナー・当社の製品やサービスに関する情報提供やご提案、キャンペーンのご案内、顧客管理、商品送付、お問い合わせ、代金決済等のために利用します。
4.当社が収集する個人情報は、以下の通りです。
(1)加入者から提供される情報
(2)当社のサーバにアクセスする際のIPアドレスに関する情報
(3)携帯端末の機体識別番号に関する情報
(4)「Cookie」などにより受け取る情報
(5)電子メール(携帯メールなどを含む)
5.当社は、加入者の個人情報を、第3項に定める利用目的の達成に必要な範囲内で、グループ会社、外部委託先及び業務提携会社等の第三者に提供します。提供する個人情報は、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、物件情報、成約情報等、当該利用目的達成に必要な一切の個人情報としますが、必要な範囲の項目に限定します。第三者への提供方法は、書面、郵便物、電話、FAX、電子メール、電子媒体等を用いて行い、安全管理に十分に配慮して受け渡しを行います。
6.加入者の個人情報は、前各項に定めるほか、当社の「個人情報の取り扱いについて」(<http://www.colife.co.jp/pp/pp2.html>)の定めるところに従い、取り扱います。

第28条（準拠法、管轄裁判所）

本規約は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。本サービスに関して加入者と当社の間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第27条（規約の発効）

本規約は、2019年7月1日から有効とします。